

農地の受け手確保推進事業実施要領

制定 令和 8 (2026) 年 4 月 1 日 経技第 19 号

第 1 趣旨

担い手の減少や高齢化が進む中、地域農業の新たな担い手として、企業の農業分野への参入や農業法人の誘致を推進するため、農地の受け手が確保されていない地域等へ参入する企業、農業法人等に対し、事業計画の策定に必要な経費や、営農に必要な機械等の導入を支援する。

第 2 事業の内容

本事業により実施する事業の内容、事業実施主体、採択要件及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

第 3 事業実施手続き

1 事業実施計画の申請等

- (1) 事業を実施する事業実施主体は、様式 1 及び様式 2 により関係市町村長に申請し、その承認を受けるものとする。ただし、事業実施地区が複数の市町村にまたがる等、やむを得ない場合にあっては、関係市町村長の同意を得た上で、事業実施主体は事業実施計画を、市町村長を経由せずに関係農業振興事務所に申請し、その承認を受けることができるものとする。
- (2) 市町村長は、(1)により申請された事業実施計画が事業の採択要件を満たし、かつ事業実施計画の達成が確実であると見込まれる場合は、様式 1 及び様式 2 により関係農業振興事務所に申請し、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の承認

農業振興事務所長は、1 により提出された当該事業実施計画が、事業の採択要件を満たし、かつ事業計画の達成が確実であると認められる場合は、これを承認するものとする。

3 事業実施計画の変更

次に掲げる事項の変更は、第 3 の 1 に準じて行うものとする。

- (1) 事業実施主体を変更すること。
- (2) 事業実施地区を変更すること
- (3) 事業費の 30 パーセント以上の変更をすること。
- (4) 補助金を増額すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、農業振興事務所長が重要と認める変更。

第 4 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、別表の 1 の (2) の事業を実施した場合、実施年度から目標年度までの毎年度の実施状況を下表のとおり報告するものとする。

様式	報告先	報告期限
様式 3 及び 4	計画承認申請先と同じ	当該年度の翌年度の 4 月末日

- 2 市町村長は、事業実施主体から事業実施状況の報告があった場合には、事業実施状況を取りまとめの上、様式3及び様式4により5月末日までに農業振興事務所に報告するものとする。
- 3 農業振興事務所長は、事業実施状況の報告を受けた場合には、様式3及び様式4の写しを速やかに経営技術課長に提出するものとする。
- 4 農業振興事務所長は、事業実施主体から実施状況の報告を受けた場合には、その内容を検討し、事業の成果目標に対して達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に必要な指導を行うものとする。

第5 推進体制

- 1 事業実施主体は、事業を適正に実施するため、必要な実施体制を整備するものとする。
- 2 県及び市町村は、地域の実態や創意工夫を活かしつつ、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、関係機関・団体等と連携し、事業の推進指導に当たるものとする。

第6 助成

- 1 この事業において、助成の対象とする経費は、別表に定めるとおりとする。
- 2 県は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、この事業に要する経費について、別に定める当該事業の補助金交付要領により助成するものとする。

第7 その他

- 1 次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、本事業の対象とはならない。
 - (1) 毎年度必要となる資材（農業振興事務所長が特に必要と認める場合を除く）
 - (2) 営農に直接的に必要と認められない機械等
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、別に定めるところによるものとする。

附則（令和8(2026)年4月1日付け経技第19号）

- 1 この要領は、令和8(2026)年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和11(2029)年3月31日をもってその効力を失う。